**６．ＦＡＱ**

|  |
| --- |
| Ｑ１　府営住宅事業が黒字なのに、なぜ市や町に移管しようとするのか |

（Ａ１）

大阪府では、地域のまちづくりや福祉施策と緊密に連携した住民サービスの提供を進めるためにも、地域経営の主体である基礎自治体が公営住宅を担うことが望ましいとの考えに基づき、移管を進めています。

府営住宅事業の収支に関わらず、住民の方々に身近な基礎自治体が公営住宅の運営管理を一元的に担うことが、住民サービスの向上につながると考えています。

|  |
| --- |
| Ｑ２　一部の住宅のみ移管できないのか |

（Ａ２）

　府営住宅の移管は、「地域のまちづくりや福祉施策と緊密に連携した住民サービスの提供を進めるためにも、地域経営の主体である基礎自治体が公営住宅を担うことが望ましい」という府の考え方に合意いただけた市や町に対し行うため、全ての住宅の移管を前提としています。

|  |
| --- |
| Ｑ３　順次移管の回数や期間は決まっているのか |

（Ａ３）

　　特にルールは決まっていませんが、これまで移管を実施してきた大東市や門真市では、おおよそ１０年間で３回に分けて移管することで協議を行ってきました。

　　移管に際しては、市や町の意向を尊重するとの基本方針に基づき、順次移管の回数や期間等についても協議させていただきます。

|  |
| --- |
| Ｑ４　移管を受けた府営住宅は市や町が自由に使えるのか |

（Ａ４）

移管した府営住宅については、公営住宅法に基づき、引き続き公営住宅として維持管理いただくとともに、府公有財産規則等により、移管後１０年間の公営住宅としての用途指定を行いますが、この期間内においても、府の承認を得て、市や町のまちづくりのために用途の変更を行うことができます。













都市整備部　住宅建築局 住宅経営室 経営管理課 計画グループ

〒559－8555　大阪市住之江区南港北1－14－16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）26階

電話：06（6941）0351（内線6308）

ホームページ：http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku\_kikaku/

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和元年11月発行